都道府県医師会 会長 殿

> 公益社団法人日本医師会 会長 横倉 義武 (公印省略)

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて

この度、厚生労働省医政局長が各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛に通知した「『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布について(通知)」及び厚生労働省医政局医療経営支援課長が各都道府県医政主管部(局)長宛に通知した「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

今般、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続について、定款変更の申請手続きの簡素化などの所要の見直しを行うこととなりました。

今回の都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛文書は、これらの見直しに伴い、本年3月30日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第54号)が公布されたことについて通知するものです。

今回の各都道府県医政主管部(局)長宛文書は、上記の医療法施行規則の改正を受けて、 関係する通知を改正し、本年4月1日から適用することについて通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下 郡市区医師会医師会への本件の周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- 「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について(通知) (日本医師会長 宛添書、厚生労働省医政局長)
- 「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について(通知)(各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛文書、厚生労働省医政局長)
- 令和2年厚生労働省令第54号(官報 号外第63号(令和2年3月30日)より抜粋)
- 持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて(日本医師会担当理事宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課長)
- 持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて(各都道 府県医政主管部(局)長宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課長)
- 別添 1 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成 29 年 9 月 29 日日医発支発 0929 第 1 号)の一部改正
- 別添1-2 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」 (平成29年9月29日日医発支発0929第1号)の「別添様式第6」の一部改正
- 参考資料 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について(厚生労働省)

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長(公印省略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について(通知)

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0330 第 2 号 令和 2 年 3 月 30 日

厚生労働省医政局長(公印省略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について(通知)

令和2年度税制改正において、持ち分の定めのある医療法人から持ち分の定めのない医療法人 への移行計画(以下「移行計画」という。)の認定の手続について、所要の見直しを行うこととな ったことに伴い、本年3月30日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚 生労働省令第54号。以下「改正省令」という。)が公布されました。

改正省令による医療法施行規則の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)をはじめ、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。併せて、今般の改正に伴い必要となる運用につきまして、遺漏のないよう対応方よろしくお願いいたします。

記

第1 改正省令について

医療法人が厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた後の都道府県知事に対する定款変更の手続については、移行計画の認定を受けた旨の定款変更の申請の手続(1回目)を行った後、当該医療法人の持分を放棄し、残余財産の帰属に係る定款変更の申請の手続(2回目)を行うこととされていたところであるが、今般、1回目の定款変更の申請の手続を省略することに伴い、以下の改正を行う。

- 1 医療法人が移行計画を厚生労働大臣に提出するに当たり、移行計画に添付する定款に当該 移行計画が適当である旨の認定を受ける旨を記載しなければならないという規定を削除す ること。(改正省令による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「新 規則」という。)第57条第1項関係)
- 2 厚生労働大臣による移行計画の認定の取消事由に関し、移行計画の認定を受けた日から3 ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款変更について、都道府県知事による認可を受けなかったときとする規定を削除すること。(新規則第59条第2号関係)
- 3 厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた旨の定款変更について、都道府県知事による 認可を受けた場合は、当該認可を受けた日から3ヶ月を経過する日までに、その旨を厚生労 働大臣に報告しなければならないとする規定を削除すること。(新規則第60条第2項関係)

第2 移行計画の認定を受けた旨の定款変更の申請の代替措置について

厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人が所在する都道府県の医療法人担当部署宛に、移行計画の認定を受けた医療法人名の一覧を送付するので、各都道府県におかれては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があったときに、当該一覧を参照し、当該医療法人が移行計画の認定を受けている旨の確認を行うことをお願いしたい。

第3 施行期日

1 施行期日

改正省令は、令和2年4月1日から施行すること。

2 経過措置

新規則第57条、第59条及び第60条第2項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる医療法(昭和23年法律第205号)第54条の9第3項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとすること。

また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととする こと。なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを 取り繕って使用することができるものとすること。

第4 関係通知の改正

改正省令の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

官

○厚生労働省令第五十四号
○厚生労働省令第五十四号
○厚生労働省令第五十四号
○原生労働省令第五十四号
○原生労働者の三第三項第一号、第十条の四第二項及び第十条の八の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
○厚生労働省令第五十四号
○原生労働者で
○原法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
○原生労働者で
○原生労働者で
○原生労働者で
○原生労働者で
○原法のように改正する。
○原生労働者で
○原法のように改正する。
○原生労働者で
○原法のように改正する。
○原法のように改正する。
○原法のように改正する。
○原法のように改正する。
○原生労働者で
○原法のように改正する。
○原法のように対していまする。
○原法のように対していまする。
○原法のように対していまする。
○原法のように対していまする。
○原法のように対していまする。
○原法のように対していまする。
○原法のように対していまする。
○原法のように対していまする。
○原法のようにようによる。
○原法のようによる。
○原法のようによる。<

(傍
線
沿分
は
改工
船
分
_

一~三 (略)	第三号の厚生労働省令で定める書類は、次2 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三によるものとする。	第二号に規定する出資者名簿は、附則様式平成十八年改正法附則第十条の三第三項	第五十七条(削る)(移行計画に添付する書類)	改正後
一~三 (略) ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	第三号の厚生労働省令で定める書類は、次3 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三によるものとする。	第二号に規定する出資者名簿は、附則様式2.平成十八年改正法附則第十条の三第三項」らない。	一項の認定を受ける旨を記載しなければな 三第三項第一号に掲げる定款には、同条第 三第三項第一号に掲げる定款には、同条第 の移行計画に添付する書類)	改正前

第六十条

(略)

前項に定める場合のほか、認定医療法人

三~八

(厚生労働大臣への報告)

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の

(移行計画の認定の取消し)

四第二項の厚生労働省令で定めるときは、

次のとおりとする。

3 5 5 <u>ر</u> = 略) 略

令和 2 年 3 月 3O 日

官

則様式第八による認定医療法人の運営の状 附則様式第五による実施状況報告書及び附 ない。この場合において、認定医療法人は、 の旨を厚生労働大臣に報告しなければなら 受けた日から三月を経過する日までに、そ 認可を受けた場合にあつては、当該認可を 変更について、法第五十四条の九第三項の 五項において同じ。)へ移行する旨の定款の 十条の二に規定する新医療法人をいう。第 況に関する報告書に次に掲げる書類を添付 新医療法人(平成十八年改正法附則第

月曜日

して、厚生労働大臣に提出するものとする。

<u>`</u>

3 5 5

略

(移行計画の認定の取消し)

第五十九条 次のとおりとする。 四第二項の厚生労働省令で定めるときは、 平成十八年改正法附則第十条の

略)

けなかつたとき。 て、 当該認定を受けた旨の定款の変更につい 項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、 平成十八年改正法附則第十条の三第 法第五十四条の九第一 一項の認可を受

厚生労働大臣

礟

2 様式第五による実施状況報告書 厚生労働大臣に報告しなければならない。 日から三月を経過する日までに、その旨を 受けた場合にあつては、当該認可を受けた おいて同じ。)へ移行する旨の定款の変更に 医療法人をいう。以下この項及び第五項に 項の認定を受けた旨又は新医療法人(平成 ついて、法第五十四条の九第三項の認可を 十八年改正法附則第十条の二に規定する新 は この場合において、認定医療法人は、附則 前項に定める場合のほか、認定医療法人 平成十八年改正法附則第十条の三第 (新医療法

げる書類を添付して、 報告書及び附則様式第八による認定医療法 第五十四条の九第三項の認可を受けた場合 するものとする。 人の運営の状況に関する報告書)に次に掲 にあつては、 人へ移行する旨の定款の変更について、 附則様式第五による実施状況 厚生労働大臣に提出 法

(略)

三~八 (略)

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 (略)

実施状況報告の種別 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告

同条第2項に基づく報告

同条第3項に基づく報告

報告が必要となった理由が生じた日

0

П

新医療法人への移行の進捗状況等

 ω

(施行期日)

第 一条 この省令は、 (経過措置) 令和二年四月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の医療法施行規則第五十七条、第五十九条及び第六十条第二項の規定 された同項に基づく認可の申請については、 二十三年法律第二百五号)第五十四条の九第三項に基づく認可の申請について適用し、施行日前に 並びに附則様式第五は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる医療法(昭和 なお従前の例による

附則様式第五を次のように改める。 附則様式第5(附則第60条第1項から第3項まで関係)

実施状況報告書

併 田

Ш

法人所在地

 \succ ₩

条の8の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 代表者の氏名 프

10

뺍

(新医療法人へ移行する旨の定款変更)

併 田 135

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続の見直しについて

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)長宛てに通知を発出いたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いします。

医政支発0330第1号令和2年3月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長 (公 印 省 略)

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続の見直しについて

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画(以下「移行計画」という。)の認定の手続について、所要の見直しを行うこととなったことに伴い、本日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第54号。以下「改正省令」という。)が公布されました。それに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正省令の施行日(令和2年4月1日)から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第1 改正通知

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」 (平成29年9月29日医政支発0929第1号) 別

別添1

第2 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。

ただし、改正省令による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第57条、第59条及び第60条第2項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる医療法(昭和23年法律第205号)第54条の9第3項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとすること。

また、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。なお、改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとすること。

〇「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号)の一部改正 (下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 移行計画の認定に当たっての留意事項	第3 移行計画の認定に当たっての留意事項
1 認定申請に関する事項(平成 18 年改正法附則第 10 条の 3)	1 認定申請に関する事項(平成 18 年改正法附則第 10 条の 3)
(1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を	(1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を
厚生労働大臣に提出しなければならない。	厚生労働大臣に提出しなければならない。
イ~ロ (略)	イ~ロ (略)
ハ 定款(平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号)	ハ 定款変更案(移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したも
	<u>の)及び新旧対照表</u> (平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号 <mark>及び施行</mark>
	規則第 57 条第 1 項)
ニ~ト (略)	ニ~ト (略)
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項(平成18年改正法附則第10条の8)	3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項(平成18年改正法附則第10条の8)
<u>削除</u>	(1) 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人で
	ある旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなけれ
	<u>ばならない。</u>
	この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して3か月以内に厚生
	労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない
	(施行規則第60条第2項)。
	<u>イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5) 別添様式6</u>

- (1) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない 医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過 するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類 を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない(施行規則第60条第 1項)。
- イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5) 別添様式6

ロ・ハ (略)

(2) \sim (4) (略)

- 4 認定医療法人の認定の取消し(平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで)
- (1) (略)
- (2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする(平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条)。

イ (略)

削除

ロ~ト

第4・第5 (略)

- ロ 変更認可後の定款及び新旧対照表
- ハ 定款変更認可書の写し
- <u>ニ 社員総会の議事録(ただし、認定申請において添付したものと同じ場合には、</u> 省略することができる。)
- (2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない 医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過 するごとに、その経過する日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類 を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない(施行規則第60条第 1項)。
- イ 実施状況報告書(施行規則附則様式第5)

ロ・ハ (略)

(3) \sim (5) (略)

- 4 認定医療法人の認定の取消し(平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで)
- (1) (略)
- (2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする(平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条)。

イ (略)

ロ <u>認定を受けた日から起算して3か月以内に、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について都道府県知事の認可を受け</u>なかったとき(同条第2号)

<u>ハ</u>~チ

第4・第5 (略)

第6 認定医療法人に係る定款の変更について

削除

1 (略)

- 2 上記1の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。
- 3 厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県宛に、認定を受けた医療法人名の一覧を送付する。都道府県においては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があった場合には、一覧を参照し、当該医療法人が認定を受けている旨の確認を行うこと。

第7 (略)

別添様式

第6 認定医療法人に係る定款の変更について

1 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である 旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。

2 (略)

3 上記1<u>及び2</u>の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。

新設

第7 (略)

別添様式

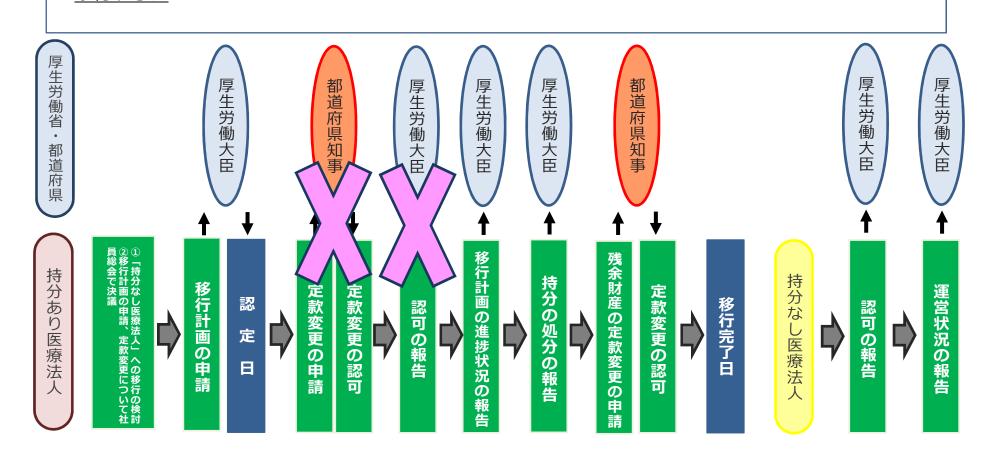
〇「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号)の「別添様式 6」の一部改正 (下線の部分は改正部分)

	乜	Ż	正	後						改	正	前			
別添様式6								別添様式6							
附則様式第5 (附則第60条第1項から第3項まで関係)					附則様式第5(附則第	60 条第	1項かり	ら第3項ま	で関係)						
	実	尾施状炎	記報告書							実	施状況報告	音書			
						年	月 日						年	月	目
厚生労働大臣 殿								厚生労働大臣 殿							
			法人所在	E地							法人所在	E地			
			法 人	名							法 人	名			
			代表者の)氏名			印				代表者の)氏名			印
良質な医療を提供する体	制の確	全立を図	るための	医療法等	の一部を改	文正する	法律附則	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則							
第 10 条の 8 の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。				第10条の8の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。											
		蘢	2								記				
1 実施状況報告の種別	()医療	逐 法施行規	則附則第	60 条第 1	項に基	づく報告	1 実施状況報告の種類	別 ()医	療法施行規	見則附則第6	0条第1項に	基づく	報告
		削防	<u> </u>) 同	条第2項に	ご基づく報告	<u>.</u>		
										((移行計画の)認定を受け	た旨の定款	変更)_	
	()同条	第2項に	基づく報	告				() 同	条第2項に	工基づく報告	<u>:</u>		
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)					(新医療法人へ移行する旨の定款変更)										
	()同条	第3項に	基づく報	告				() 同	条第3項に	ご基づく報告	1		
2 • 3 (略)								2・3 (略)							

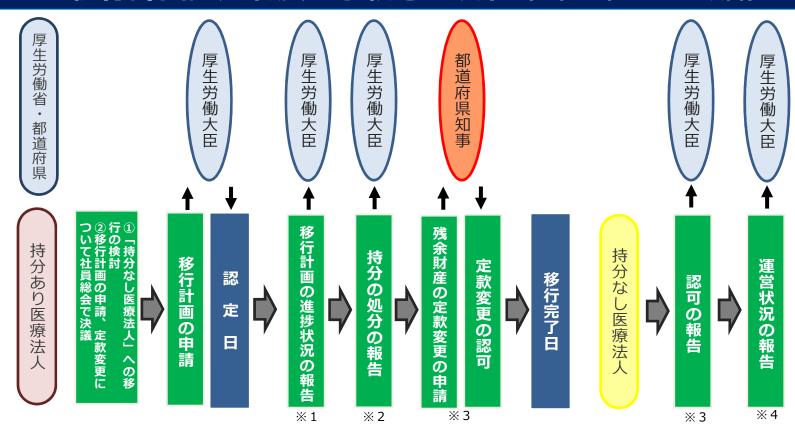
持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について

変更の内容

- ▶令和2年4月1日以降は、都道府県における定款変更の認可を2回から1回に変更する。
 - ・厚生労働大臣から移行計画の認定を受けた後、認定を受けた旨を記載した定款変更について、3ヶ月 以内に都道府県知事の認可を受ける必要があるが、これを廃止する。
 - ・都道府県知事の認可を受けた日から3ヶ月以内に、認可を受けた旨を厚生労働大臣に報告する必要があるが、これを廃止する。
- ▶令和2年4月1日以降に厚生労働大臣に対して移行計画認定申請書を提出する場合は、申請時点の定款を 添付する。



移行計画認定制度の手続きの流れ(令和2年4月1日以降)



- ※1 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、認定日から1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に移行計画の進捗状況を報告する。
- ※2 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、出資者に持分の処分(放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等)があった場合、3か月以内に厚生労働 大臣に出資の状況を報告する。
- ※3 移行期限までに、残余財産の帰属先に関する定款変更の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行完了後、3か月以内に厚生労働大臣に定 款変更の認可を受けた報告を行う。
- ※ 4 移行完了後、
 - ①5年を経過するまでの間…1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に運営状況を報告する。
 - ②5年を経過してから6年を経過するまでの間…5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に運営状況を報告する。

移行計画認定の申請書類

改正前(令和2年3月31日)まで

移行計画認定の申請書類※1

- イ 移行計画認定申請書(附則様式第1)
- 口 移行計画(附則様式第2)
- ハ 定款変更案(<u>移行計画の認定を受け</u> た認定医療法人である旨を記載したも の)及び新旧対照表
- 二 出資者名簿(附則様式第3)
- ホ 社員総会の議事録(移行計画の申請、 移行計画の認定を受けた認定医療法人 である旨を記載した定款変更)
- へ 直近の三会計年度に係る貸借対照表 及び損益計算書
- ト 運営に関する要件該当の説明資料

改正後(令和2年4月1日)以降

移行計画認定の申請書類※1

- イ 移行計画認定申請書(附則様式第1)
- 口 移行計画(附則様式第2)
- ハ 定款(申請時点のもの)
- 二 出資者名簿(附則様式第3)
- ホ 社員総会の議事録(移行計画の申請)
- へ 直近の三会計年度に係る貸借対照表 及び損益計算書
- ト 運営に関する要件該当の説明資料



※1 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、イ~トを厚生労働大臣に提出する。

医療法施行規則の一部を改正する省令の経過措置

【経過措置の内容】

移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更の廃止は、令和2年4月1日以後にされる定款変更申請 に適用する。

令和2年3月31日以前に、移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更を都道府県に申請した場合は、都道府県の事務手続きが4月以降となっても、認可を受けて(※1)、当該認可を受けた旨を厚生労働大臣へ報告する必要がある(※2)。

- ※1 厚生労働大臣の移行計画の認定を受けた日から3ヶ月以内に、都道府県の定款変更認可を受ける こと。
- ※2 都道府県の定款変更認可を受けた日から3ヶ月以内に、厚生労働大臣へ報告すること。

「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第54号)

【経過措置】

新規則第57条、第59条及び第60条第2項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる医療法(昭和23年法律第205号)第54条の9第3項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとすること。また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。